

東北文化学園大学における競争的資金不正防止計画

2023 年 11 月 1 日 学長制定

東北文化学園大学競争的資金等規程第 5 条及び東北文化学園大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程第 4 条に基づき、競争的資金等の不正使用を発生させる要因を把握し、適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

1. 機関内の責任体制の明確化

項 目	不正発生要因	不正防止計画
責任と権限の体系の周知	本学における競争的資金等の運営管理の責任体制を本学ホームページ上に公表しているが、学内外に充分周知されていない。	改めて、本学における競争的資金等の運営管理の責任体制を本学ホームページ上に公表している旨を学内外に周知を行う。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

項 目	不正発生要因	不正防止計画
責任体系の明確化	研究活動等に関わる管理等に対して責任が曖昧になる恐れがある。	最高管理責任者である学長のリーダーシップの下、責任体系の明確化をする。
競争的資金に係る規程等による使用ルールの明確化	研究者及び事務担当者の使用ルールの理解不足により、誤った運用が行われることがある。	研究者に、本学の関係諸規程及び予算使用ルールを遵守するよう周知を行う。 また、事務担当者においては、関係諸規程及び予算使用ルール並びに統一した見解に基づく処理を徹底させる。
モニタリング活動の強化	日常業務処理でのチェック活動により得た情報が研究者及び事務担当者間で共有されていない。	日常業務処理でのチェック活動により得た情報を、研究者及び事務担当者に周知する体制を整備し、正確な予算処理を目指す。
内部監査の実施	内部監査の実施について、監査を行う研究課題の選定基準が明確にされておらず、監査実施者も学校法人内で行っている。	監査を行う研究課題の選定基準の明確化するとともに、監査法人への監査依頼を検討する。

3. 研究費の適正な運営・管理活動

項 目	不正発生要因	不正防止計画
コンプライアンス 遵守の徹底	慣れによる責任及びコンプライアンス意識の希薄化の傾向がある。	(1) 研究者等に、毎年誓約書の提出を義務付け、コンプライアンスへの意識の向上を図る。また、業者側からも誓約書の提出を求めることで注意喚起を行い、全体で法令遵守の意識付けの底上げを行う。
		(2) 研究者等へのコンプライアンス教育講習会等を毎年実施し、注意喚起及び法令遵守の重要性について理解してもらう。
予算の執行状況の把握	予算の執行が年度末に集中する傾向がある。	研究者が科研費 WEB 管理システムの機能を用いて、常時収支簿を確認できるようするとともに、事務担当者が研究者に適切かつ計画的に予算執行するよう、コミュニケーションを図っていく。
物品の発注・検収体制	(1) 物品の検収方法について、研究者及び事務担当者の確認が一部不備な点がある。	東北文化学園大学競争的資金等の物品発注手続き及び物品検収業務に関する取扱規程に基づき、物品の発注・検収が確実に実施できるよう、再度、研究者及び事務担当者に周知する。 また、原則、研究者等と業者との直接的な接触は行わせない。
	(2) 研究者が立替購入する場合、事務局に申し出ることになっているが、申し出の事実を確認できるものがない。	研究者に物品等の立替購入の手続きを周知するとともに、「物品購入依頼書」に立替のチェック欄を設け、事務局の確認後に、購入を認めるようにする。
	(3) 立替購入時の物品検収が行われにくい。	研究者は、事前に事務担当者に立替購入の申請を行う。承認後に、研究者は立替購入を行い、事務担当者は立替物品の確認及び納品書又は領収書に検収印を押す。

項 目	不正発生要因	不正防止計画
物品の発注・検収体制	(4) 物品購入以外での委託費等については、研究者が発注を行っている場合がある。	東北文化学園大学競争的資金等の物品発注手続き及び物品検収業務に関する取扱規程に準じた執行を行うよう研究者に周知を行う。
出張	(1) カラ出張及び出張の必要性の確認をせずに、適切な研究費の執行が妨げられる。	事前申請手続きを徹底し、出張報告書及び出張の関連資料の提出を求める。
	(2) 県内の外出の場合、報告書の提出が求められておらず、研究費の支出根拠が乏しい。	出張と同様、研究費の支出を伴う場合は、出張報告書及び出張の関連資料の提出を求める。
謝金	(1) 架空の支出を生む温床となる。	大学から被雇用者への直接現金または被雇用者名義の銀行口座への振込みを徹底する。 また、事務担当者が被雇用者に事前面談を実施するとともに、場合によっては事務担当者から直接被雇用者に雇用実態の確認を行う。
	(2) 「専門的知識の提供」、「研究協力」等の名目で謝金を支出する場合の基準が明確ではない。	「専門的知識の提供」、「研究協力」等の名目で謝金を支出する場合は、東北文化学園大学ティーチング・アシスタント及びアルバイトに関する内規等に基づき、具体的な内容及び経歴を鑑み、内規に基づく額を支出する。
	(3) 研究者が、被験者謝金の支払いの際、独自の謝金支払証明書を用いるとともに、様式に記載された受領日と実際の振込日が異なっていた。	本学の様式を整備し、原則口座振り込みとする。現金支払いする場合は、必要書類を明記し、不必要な書類を作成しないようにする。
	(4) 謝金として金券を立替購入していたが、受払簿を作成していなかった。	教員に QUO カード購入の際は、検品を受けるよう依頼するとともに、「謝金受領書」又は受領簿の提出を求める。

項 目	不正発生要因	不正防止計画
会議費	会議費の支出について、事後の申請があることがある。	会議費の支出については、研究者から事前に事務担当者に申出た上での執行を徹底させる。 また、会議等の議事録または開催日時、出席者、打合せ内容がわかる書類を提出させる。

4. 情報の伝達を確保する体制の確立

項 目	不正発生要因	不正防止計画
相談窓口・告発通報窓口	相談窓口・告発通報窓口については、本学ホームページ上に公表しているが、周知が不十分である	改めて、本学の相談窓口・告発通報窓口を学内外に周知を行う。

5. 不正行為に関する調査結果及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

- (1) 最高管理責任者（学長）は、東北文化学園大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程第 24 条に基づき、調査結果を関係省庁及び資金分配機関に報告を行う。
- (2) 不正行為が行われたとの認定がなされた場合、速やかに調査結果を公表し、最高管理責任者（学長）は理事長に上申し、理事長は学校法人東北文化学園大学就業規則及び学校法人東北文化学園大学懲戒委員会規程に基づき、懲戒処分を行う。

6. 不正防止計画の見直し

東北文化学園大学における競争的資金不正防止計画は、毎年度、不正を発生させる原因の把握及びその分析を進めるとともに、文部科学省等から情報提供及び他の研究機関の事例等も考慮しながら、学長が大学運営会議で意見を聞き、計画の見直しを行うものとする。